

平成 28 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 光 通 信  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 玉 村 剛 史  
(コード番号：9435 東証第一部)

問 い 合 わ せ 先 広 報 ・ I R 課  
T E L 0 3 - 5 9 5 1 - 3 7 1 8

会 社 名 株式会社インタア・ホールディングス  
代表者の役職氏名 代表取締役会長 大 川 昭 徳  
(コード番号：3734 東証マザーズ)

問 い 合 わ せ 先 I R ・ 広 報 室  
T E L 0 3 - 5 2 2 7 - 8 3 8 0

**株式会社光通信による株式交換を通じての  
株式会社インタア・ホールディングスの完全子会社化に関する  
株式交換契約締結のお知らせ**

株式会社光通信（以下「光通信」といいます。）及び株式会社インタア・ホールディングス（以下「インタア・ホールディングス」といいます。）は、本日開催のそれぞれの取締役会において、光通信を株式交換完全親会社とし、インタア・ホールディングスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、本日両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換は、光通信については、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、光通信の株主総会による承認を受けずに、インタア・ホールディングスについては、平成 29 年 1 月 20 日開催予定のインタア・ホールディングスの臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けたうえで、平成 29 年 3 月 1 日を効力発生日として行う予定です。

なお、本株式交換の効力発生日（平成 29 年 3 月 1 日予定）に先立ち、インタア・ホールディングスの普通株式（以下「インタア・ホールディングス株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において、平成 29 年 2 月 24 日付で上場廃止（最終売買日は平成 29 年 2 月 23 日）となる予定です。

記

1. 本株式交換の目的

光通信は、昭和 63 年の設立以降、「お客様ごとに異なる情報通信環境の課題を総合的に解決する」という考えのもと、日本最大のディストリビューターを目指し、OA 機器の販売やインフラの構築、インターネット

サービスやモバイルメディアサービス、さらには携帯電話やオフィスサプライの販売まで、ユーザーの皆様が求める商品・サービスを「より早く」、「より安く」、そして「よりの確に」お届けする事業体制を構築してまいりました。平成 11 年には東京証券取引所市場第一部へ上場し、日本全国に販売網を拡大しながら、現在もグループ各社それぞれで培ってきた強みやノウハウを発揮し、それらを融合することで総合的な情報通信事業を推進しております。

一方、インタア・ホールディングスは、平成 12 年 3 月に ASP(Application Service Provider)分野の新たな流通モデル実現を目的にスコア・ドットコム株式会社として設立され、その後は、ワンストップ・業界特化型のスマートサービスプロバイダーとして、「スマートインフラをクリエイトすることで、新しい豊かな未来を構築」していく、という理念の下、IT を通して企業・消費者を繋ぐソリューションを提供し続けてまいりました。また、平成 21 年頃から大株主であった光通信と経営改善について継続的に協議を行い、光通信から代表取締役を含む取締役を招聘するなどの方法により密接な関係構築を行ってまいりました。さらに、平成 23 年には、スマートデバイス向けのプラットフォームを構築することを目的として資本業務提携関係を構築し、光通信の持分法適用関連会社となり、その後も現在に至るまで、密接な関係を保っております。

インタア・ホールディングスの事業セグメントは、スマートフォンに関連するリアルアフィリエイト事業や店舗ソリューション事業等を行う「B2B 事業」と、スマートフォンに関連するモバイルコンテンツ事業等を行う「B2C 事業」に大別されます。

このうち B2B 事業においては、移動体通信事業者 (MNO) の専売店 (以下「携帯電話キャリアショップ」といいます。) 等に来店されたお客様が携帯電話サービスへの加入契約を締結する際に、内容の拡充や利便性の向上等の観点からモバイルコンテンツ等の付加的なサービスも同時にご契約いただけるようなプラットフォームを提供する「リアルアフィリエイト事業」を行っており、インタア・ホールディングスにおける主要な収益源となっております。リアルアフィリエイト事業においては、大手携帯電話キャリアショップが主要な販路の一つとなっており、これまで光通信並びに光通信の子会社及び関連会社 (以下「光通信グループ」といいます。) が展開するショップを含む携帯電話キャリアショップとの契約件数を着実に増加させ、販売件数も増加させてきました。しかしながら、近年、携帯電話市場の成熟化に伴い、市場全体としては、携帯電話の販売件数が従来よりも減少し、低位安定する傾向にあります。また、昨今の仮想移動体通信事業者 (MVNO) の台頭、仮想移動体サービス提供者 (MVNE) の増加、SIM ロック解除の義務化など、その他の事業環境の変化ともあまって、収益単価や獲得件数を含むビジネスモデルがこれまでとは異なる展開となることも十分予想されます。そこで、インタア・ホールディングスとしては、このような急速な事業環境の変化に対応すべく、新たな販路・取引先の開拓を抜本的に進めていく必要があると考えております。

また、インタア・ホールディングスでは、B2B 事業の一環として、平成 26 年より、スクール、携帯ショップや飲食店などを運営する事業者向けに、スマートフォン用の電子会員証、顧客管理・予約台帳や、顧客送客のための予約システムといった継続可能性の高いサービスの提供を行う「店舗ソリューション事業」を開始しております。現在、同事業の足元の状況としては、サービス導入店舗数は 5,600 店舗を超え、サービス導入店舗への送客数は月間 60,000 件以上に達するなど、一定の成果を挙げており、サービス導入後、有料契約に至ったスクール事業者からの継続的な収入も増加しているため、今後の成長に期待が持てる分野と考えております。

す。しかしながら、同事業を継続的かつ安定的な収益事業へと成長させるには、今後も先行投資を継続する※が必要であり、まだ一定の時間を要すると考えております。すなわち、店舗ソリューション事業においては、競合他社も台頭してきている状況であり、いち早く市場で一定のシェアを獲得することが事業の収益性確保と生き残りにおいて重要な意味を持つと考えております。そのためには、更なるシェアの拡大を図るべく、新規契約先の獲得に向けた営業人員の増員、サポートコスト、システム及び商品サービスの開発コスト、送客メディアに対するプロモーションコストなど、より一層の先行投資費用が必要となります。これまでは、インタア・ホールディングスにおける主要な収益源であるリアルアフィリエイト事業によって得た利益を、店舗ソリューション事業の先行投資に充てておりましたが、上記のとおり、リアルアフィリエイト事業を取り巻く事業環境の変化が加速しており、今後の先行きがこれまでに不透明となっていることから、これまでのようにリアルアフィリエイト事業による収益性を維持することが困難になる可能性があり、このままでは、結果的に店舗ソリューション事業への先行投資も抑制せざるを得なくなる可能性があると考えております。

さらに、インタア・ホールディングスの B2C 事業においては、エンドユーザー向けのスマートフォン用コンテンツの企画・販売を行う「モバイルコンテンツ事業」を行っております。主な収益源である、コンテンツの利用料を継続的に確保するためには、新たなコンテンツ開発への積極的・継続的な取り組みと、コンテンツ会員の新規獲得が不可欠です。コンテンツ開発に関しては、開発投資や先行的なマーケティング投資が必要であると考えており、この点においては、利用可能な資金と販路を確保できることが課題となります。また、コンテンツ会員の新規獲得方法は、リアルアフィリエイト事業と連動した形で、携帯電話キャリアショップを通じた会員獲得が主要な部分を占めておりましたが、上記のとおり、リアルアフィリエイト事業を取り巻く事業環境が急速に変化していることに伴い、これまでと同様の方法では、新規顧客の獲得件数を増加させることは困難になると考えられ、モバイルコンテンツ事業の見通しについても不透明と言わざるを得ない状況です。その一方で、現在もモバイルコンテンツに対するエンドユーザーの需要自体は大きく変化していないと考えており、通信業界の変化に伴う販売チャネルの多様化やデバイスの進化などに対応することによって新たな販売機会が生じる可能性もあり、新たな販路や取引先の開拓を抜本的に進めることが、モバイルコンテンツ事業においても有効かつ効果的であると考えております。

したがって、インタア・ホールディングスとしては、各事業分野における上記の課題に対応するためには、(i) リアルアフィリエイト事業及びモバイルコンテンツ事業については、新たな販路・取引先の開拓が不可避であり、利用可能な資金と販路の確保が求められ、また、(ii) 店舗ソリューション事業については、更なる先行投資により、いち早くシェアの拡大をする必要があると考えております。

この点、インタア・ホールディングスは、リアルアフィリエイト事業及びモバイルコンテンツ事業に関して、光通信グループが展開する販売ショップを通じてモバイルコンテンツの販売を行うなど、既に協力関係を構築しており、また、店舗ソリューション事業においても、光通信グループの一員である株式会社 EPARK (以下「EPARK」といいます。) と提携することによって、サービス導入店舗への送客支援を受けるなど事業ノウハウ等の共有による協力関係を築いております。そのため、光通信とインタア・ホールディングスは、リアルアフィリエイト

---

※ 損益計算書上、費用計上される支出も先行投資と表現しております。

ト事業やモバイルコンテンツ事業の見通しや課題について共通の問題意識を有しており、また、店舗ソリューション事業における継続的な先行投資の必要性や課題等についても共通の理解を有しております。

そこで、光通信とインタア・ホールディングスは、このような経営課題について、今後どのような施策を講じることが両社の企業価値の向上に資するかについて慎重に協議を重ねてまいりました。

その結果、インタア・ホールディングスが、リアルアフィリエイト事業及びモバイルコンテンツ事業に関する新たな販路の開拓とこれを通じた新規顧客の獲得を実現するにあたっては、コンテンツ事業を含む通信関連事業のノウハウを有し、MNO、MVNO、MVNE を含めた通信事業者とも直接的な取引実績と信頼関係を築いており、営業におけるパートナー、ファイナンスにおけるパートナーを開拓し関係構築するノウハウを有する光通信グループとより一層の連携を強化することが、最も有効かつ効果的であるとの考えに至りました。なお、インタア・ホールディングスの強みであるコンテンツ開発については、今後も継続的に取り組む予定であり、インタア・ホールディングスが得意としてきた分野における販売活動もこれまで通り独自性を維持しながら取り組む予定です。インタア・ホールディングスの従来の強みを活かしながら、光通信と連携することによる新たな取り組みも可能となると考えております。これらの光通信グループのノウハウ、顧客・取引先との関係性を含む販売インフラ、業務に従事できる人的リソースなどを最も高度に、最も早く、最も大胆に活用し、インタア・ホールディングスの新たな販路・取引先の開拓を進めるためには、光通信の完全子会社となることが有効であると考えております。

また、店舗ソリューション事業についても、光通信との連携を一層強化することにより、継続的な先行投資費用を確保する選択肢が広がるとともに、光通信グループの一員である EPARK が有する、営業ノウハウやリソース等を一層活用することができ、競合他社に先駆けていち早くシェアを確保し、安定的な収益事業へと成長させることが期待できると考えております。シェア拡大のための先行投資費用確保の選択肢を最大化するとともに、EPARK の有するノウハウやリソースを最も高度に、最も早く、最も大胆に活用するためには、光通信の完全子会社となることが有効であると考えております。

そのため、インタア・ホールディングスとしては、企業価値の向上を図るためには、光通信の完全子会社となることが最も効果的であると考えております。また、完全子会社となる結果非上場となることで、短期的な業績変動による株式市場からの評価に捉われることなく大胆かつ機動的な意思決定をすることも可能になると考えております。

光通信としても、インタア・ホールディングスとの連携を一層強化することにより、コンテンツ事業を含む通信関連事業における、より適切な資源配分の促進や収益力強化に繋がるとともに、店舗ソリューション事業のノウハウを EPARK 事業における他分野へ展開すること通じ、EPARK のブランド価値向上が期待できると考えております。

以上のとおり、両社で慎重な協議・検討を行った結果、光通信とインタア・ホールディングスは、平成 28 年 11 月 14 日、両社の企業価値を向上させることを目的として、光通信を株式交換完全親会社とし、インタア・ホールディングスを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことが有効な手段であるとの結論に至りました。

## 2. 本株式交換の要旨

### (1) 株式交換の日程

取締役会決議日	平成 28 年 11 月 14 日
株式交換契約締結日	平成 28 年 11 月 14 日
株主総会基準日（インタア・ホールディングス）	平成 28 年 11 月 30 日
株主総会開催日（インタア・ホールディングス）	平成 29 年 1 月 20 日（予定）
最終売買日（インタア・ホールディングス）	平成 29 年 2 月 23 日（予定）
上場廃止日（インタア・ホールディングス）	平成 29 年 2 月 24 日（予定）
株式交換予定日（効力発生日）	平成 29 年 3 月 1 日（予定）

（注 1）上記日程は、両社の合意により変更されることがあります。

（注 2）光通信については、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う予定です。インタア・ホールディングスについては、平成 29 年 1 月 20 日開催予定の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けたうえで本株式交換を行う予定です。

### (2) 本株式交換の方式

本株式交換は、光通信を株式交換完全親会社とし、インタア・ホールディングスを株式交換完全子会社とする株式交換になります。

なお、光通信においては、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、光通信の株主総会による承認を受けずに、インタア・ホールディングスについては、平成 29 年 1 月 20 日開催予定のインタア・ホールディングスの臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、平成 29 年 3 月 1 日を効力発生日として行われる予定です。

### (3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	光通信 (株式交換完全親会社)	インタア・ホールディングス (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 交換比率	1	0.035

#### (注 1) 株式の割当比率

インタア・ホールディングス株式 1 株に対して、光通信の普通株式（以下「光通信株式」といいます。）0.035 株を割当て交付します。ただし、光通信が保有するインタア・ホールディングス株式（平成 28 年 11 月 14 日現在 1,425,000 株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

#### (注 2) 本株式交換により割当交付する普通株式の数

光通信は、本株式交換により、インタア・ホールディングスの株主の皆様に対して光通信株式 322,413 株（予定）を割当て交付いたしますが、交付する光通信株式には光通信が保有する自己株式（平成 28 年 11 月 14 日現在 1,253,193 株）を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。また、インタア・ホールディングスは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決

議により、本株式交換の効力発生直前時（以下「基準時」といいます。）において有することとなるすべての自己株式を基準時において消却する予定です。本株式交換により光通信が交付する光通信株式の数は、今後、インタア・ホールディングスによる自己株式の取得・消却等の理由で変更となる可能性があります。

#### （注3） 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、光通信の単元未満株式（100株未満）を保有することとなるインタア・ホールディングスの株主の皆様（平成28年9月30日現在のインタア・ホールディングスの株主は2,828名ですが、そのうち約88%の株主（保有するインタア・ホールディングス株式が2,858株未満の株主）が光通信の単元未満株式のみを保有することとなるものと考えられます。）は、金融商品取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできませんが、下記の制度をご利用いただくことができます。

##### ① 単元未満株式の買取制度（1単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、光通信に対し自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。

##### ② 単元未満株式の買増制度（1単元への買増し）

会社法第194条第1項の規定による光通信の定款の定めに基づき、光通信が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有する単元未満株式の数と併せて1単元株式数（100株）となる数の株式を光通信から買い増すことを請求することができる買増制度をご利用いただくことができます。なお、本日（平成28年11月14日）現在、光通信は、自己株式1,253,193株を保有しております。

#### （注4） 1株に満たない端数の処理

本株式交換により、インタア・ホールディングスの株主が割当てを受けることになる光通信株式に、1株に満たない端数があるときは、光通信は、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の光通信の株式を売却し、かかる売却代金を、端数の割当交付を受けることとなるインタア・ホールディングスの株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。

#### （4） 本株式交換に伴う株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

インタア・ホールディングスは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておらず、該当事項はございません。

### 3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

#### （1） 割当ての内容の根拠及び理由

上記1.「本株式交換の目的」に記載のとおり、本株式交換により、インタア・ホールディングスとしては、光通信グループのノウハウやリソースを最大限活用し、先行投資費用確保の選択肢を最大化することを通じて、インタア・ホールディングスの企業価値の向上に資すると考え、光通信としても、コンテンツ事業を含む通信関連事業における、より適切な資源配分の促進や収益力強化に繋がるとともに、店舗ソリューシ

ョン事業のノウハウを EPARK 事業における他分野へ展開すること通じ、EPARK のブランド価値向上が期待できると考え、両社で慎重に協議・検討を行った結果、本株式交換が有効な手段であるとの結論に至り、本株式交換を実施することといたしました。

上記 2. (3) 「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たっては、後記 3. (4) 「公平性を担保するための措置」に記載のとおり、光通信はグローウィン・パートナーズ株式会社（以下「グローウィン・パートナーズ」といいます。）を、インタア・ホールディングスは株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）を、それぞれの株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定いたしました。

両社は、それぞれ第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果と、それぞれの財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因を総合的に勘案しながら、インタア・ホールディングスの少数株主への配慮も踏まえ、慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換の算定比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本日開催された両社の取締役会決議に基づき、両社間で本株式交換を実施することに合意いたしました。なお、本株式交換比率はグローウィン・パートナーズの算定結果である、光通信株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の株式交換比率 0.034 を上回っておりますが、両社の間で協議・交渉を重ねた結果、算定結果上は切り捨てられている小数点以下第四位を切り上げた交換比率で合意に至っております。

## (2) 算定に関する事項

### ① 算定機関の名称並びに光通信及びインタア・ホールディングスとの関係

光通信の第三者算定機関であるグローウィン・パートナーズ及びインタア・ホールディングスの第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングは、いずれも光通信及びインタア・ホールディングスから独立した算定機関であり、光通信及びインタア・ホールディングスの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### ② 算定の概要

グローウィン・パートナーズは、光通信及びインタア・ホールディングスの両社株式について、光通信株式が東京証券取引所市場第一部に、インタア・ホールディングス株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成 28 年 11 月 11 日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日までの直近 1 ヶ月間、3 ヶ月間、6 ヶ月間及び 12 ヶ月間の各期間の終値平均値）による算定を行うとともに、さらに将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を採用して算定を行いました。

光通信株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の各算定方法の評価レンジは、以下の通りです。

採用手段	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.028 ～ 0.033
DCF 法	0.027 ～ 0.034

なお、グローウィン・パートナーズがDCF法による算定の前提とした平成29年3月期から平成33年3月期までのインタア・ホールディングスの事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。平成29年3月期から平成32年3月期において、店舗ソリューション事業での営業人員の増員、開発コスト、送客メディアに対するプロモーションコストなどの先行投資の結果、顧客数が増加することにより大幅な増益を見込んでおります。また、両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

グローウィン・パートナーズは、上記交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報等を使用し、分析及び検討の対象とした資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておらず、その義務を負うものではありません。また、光通信及びインタア・ホールディングスとそれらの関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

一方、プルータス・コンサルティングは、光通信及びインタア・ホールディングスの株式について、光通信株式が東京証券取引所市場第一部に、インタア・ホールディングス株式が東京証券取引所マザーズ市場にそれぞれ上場されており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成28年11月11日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値）による算定を行うとともに、さらに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。なお、プルータス・コンサルティングがDCF法による算定の前提とした平成29年3月期から平成33年3月期までのインタア・ホールディングスの事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。平成29年3月期から平成32年3月期において、店舗ソリューション事業での営業人員の増員、開発コスト、送客メディアに対するプロモーションコストなどの先行投資の結果、顧客数が増加することにより大幅な増益を見込んでおります。また、両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

光通信株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法の評価レンジは、以下の通りです。

採用手段	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.028 ～ 0.031
DCF法	0.023 ～ 0.045

プルータス・コンサルティングは、上記交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報等を使用し、分析及び検討の対象とした資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておらず、その義務を負うものではありません。また、光通信及びインタア・ホールディングスとそれらの関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成 29 年 3 月 1 日（予定）をもって、インタア・ホールディングスは光通信の完全子会社となりますので、インタア・ホールディングス株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従って、所定の手続きを経て、平成 29 年 2 月 24 日付で上場廃止となる予定です。上場廃止後は、インタア・ホールディングス株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

本株式交換によりインタア・ホールディングスの株主の皆様にご割当てられる光通信株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換後も同市場での取引が可能であることから、インタア・ホールディングス株式を 2,858 株以上保有し、本株式交換により光通信株式の単元株式数である 100 株以上の光通信株式の割当てを受けるインタア・ホールディングスの株主の皆様については、株式の所有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の光通信株式について東京証券取引所市場第一部において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

一方、2,858 株未満のインタア・ホールディングスの普通株式を保有する株主の皆様には、単元株式数である 100 株に満たない数の光通信株式が割当てられます。これらの単元未満株式については東京証券取引所市場において売却することはできませんが、上記 2. (3) (注 3)「単元未満株式の取扱い」に記載のとおり、光通信に対してご所有の単元未満株式の買取請求又は単元未満株式の買増請求が可能となります。また、本株式交換に伴い、1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いについては、上記 2. (3) (注 4)「1 株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、インタア・ホールディングスの株主の皆様は、最終売買日である平成 29 年 2 月 23 日（予定）までは、東京証券取引所マザーズ市場において、その保有するインタア・ホールディングス株式を従来どおりお取引いただくことができます。

### (4) 公正性を担保するための措置

両社は、本株式交換の検討にあたって、光通信グループが、既にインタア・ホールディングスの発行済株式総数の 37.43%を保有しており、インタア・ホールディングスが光通信の持分法適用関連会社に該当すること、及び両社の間には後記 4. (13)「当事会社間の関係」に記載のとおり関係を有することから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、上記 3. (1)に記載のとおり、本株式交換の実施にあたり、それぞれ第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考に交渉・協議を行った上で、上記 2. (3) 記載の本株式交換比率により本株式交換を行うことを取締役会で決議いたしました。

なお、インタア・ホールディングスは、プルータス・コンサルティングより一定の前提条件のもとに、合意された本株式交換比率がインタア・ホールディングスにとって財務的見地から公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しております。

また、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、インタア・ホールディングスは、弁護士法人北浜法律事務所東京事務所（以下「北浜法律事務所」といいます。）を選任し、本株式交換の諸手続き及びインタア・ホールディングスの意思決定の方法・過程等について法的な助言を受けております。なお、北浜法律事務所は、本株式交換に関し、光通信及びインタア・ホールディングスとの間で重要な利害関係を有していません。

## (5) 利益相反を回避するための措置

インタア・ホールディングスは、光通信グループが既にインタア・ホールディングスの発行済株式総数の37.43%を保有しており、インタア・ホールディングスは光通信の持分法適用関連会社に該当することから、上記(4)の措置を採ることに加え、利益相反を回避するため、以下のような措置を講じております。

### ① 第三者委員会からの答申書の取得

インタア・ホールディングスは、本株式交換を検討するに当たり、本株式交換の公正性、透明性及び客観性を確保するために、光通信との間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である大宮立氏（弁護士、シティ法律事務所）、和田耕児氏（公認会計士、和田・古藤田会計事務所）及び松本亨氏（公認会計士、松本亨公認会計士事務所）の3名によって構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、本株式交換を検討するにあたって、第三者委員会に対し、(a)本株式交換の目的の合理性・妥当性、(b)本株式交換の手続の適正性、(c)本株式交換の対価の相当性、及び(d)本株式交換に係る意思決定がインタア・ホールディングスの少数株主にとって不利益なものであるか否かについて諮問いたしました。

第三者委員会は、平成28年10月12日以降、平成28年11月11日までに、合計4回の委員会を開催したほか、必要に応じて情報収集や随時協議を行う等して、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討に当たり、インタア・ホールディングスから、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、インタア・ホールディングスの企業価値の内容、並びに本株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯及び決定過程について説明を受けており、また、プルータス・コンサルティングから本株式交換における本株式交換比率の評価に関する説明を受けております。さらに、インタア・ホールディングスのリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所から、本株式交換に係るインタア・ホールディングスの取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する説明を受けております。

第三者委員会は、かかる経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、平成28年11月11日付でインタア・ホールディングスの取締役会に対して、委員全員の一致で、大要以下の内容の答申書を提出しております。

- (a) 本株式交換は、インタア・ホールディングスが光通信グループの保有するノウハウやリソースを最大限に活用することを可能にし、リアルアフリエイト事業及びモバイルコンテンツ事業の新たな販路の開拓と新規顧客の獲得を実現することが期待できます。また、店舗ソリューション事業の成長に必要な営業ノウハウやリソースの活用に加え、先行投資費用を調達するための選択肢を拡大することを可能とし、同事業による新規顧客の獲得とシェア確保の迅速化が期待できます。以上から、本株式交換は、インタア・ホールディングスが事業価値の向上を図る上で有効であり、本株式交換の目的には合理性・妥当性が認められると判断しました。
- (b) インタア・ホールディングスが、プルータス・コンサルティングを第三者算定機関に選定した経緯、独立した法律事務所からの助言に基づき光通信と対等の立場で交渉を行っている状況、支配株主との取引に準じて第三者委員会を設置した上で本株式交換について慎重な検討を行っている状況、光通信と利害関係を有しない取締役らによって本株式交換に係る意思決定を行う予定であること等から、本株式交換の手続の適正さを疑わせるような特段の事情は認められないと判断しました。
- (c) 本株式交換比率は、独立した第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングの評価・分析を

参考として光通信との間で真摯な交渉を行った結果であり、本株式交換比率がブルータス・コンサルティングによる株式交換比率の算定レンジの範囲内に留まる旨のフェアネス・オピニオンを取得する予定であること、本件類似事案のプレミアム率との対比の観点等から慎重に検討を行った結果、本株式交換の対価は相当と認められると判断しました。

- (d) インテア・ホールディングスの少数株主にとっては、本株式交換によって、今後の事業環境の変化等に伴う株式価値の低下リスクを回避しつつ、一定のプレミアムが上乘せされた比率で光通信株式の交付を受けられることに加え、本株式交換後も光通信の株主として、将来的なシナジーの享受を期待できること等に鑑み、本株式交換に係る意思決定は、インテア・ホールディングスの少数株主にとって不利益なものでないと判断しました。

② 利害関係を有しない取締役全員による承認及び利害関係を有しない監査役による意見の取得

インテア・ホールディングスの取締役のうち、光通信より出向している斎藤大浩氏は、インテア・ホールディングスにおける意思決定の公正性を担保し、利益相反のおそれを回避する観点から、本株式交換に係るインテア・ホールディングスの取締役会への審議及び決議に参加しておらず、また、光通信の立場で本株式交換の協議及び交渉に関与していません。

本日開催のインテア・ホールディングスの取締役会においては、斎藤大浩氏を除く取締役全員（3名）が出席し、出席した取締役全員の賛成により、本株式交換契約を締結することを決議しております。

また、インテア・ホールディングスの監査役のうち、光通信の従業員を兼務している杉田将夫氏及び菊地央氏は、利益相反を回避する観点から、本株式交換についての光通信との協議及び交渉には参加しておらず、また、本株式交換に係るインテア・ホールディングスの取締役会への審議への参加及び意見表明を行っておりません。インテア・ホールディングスの監査役3名のうち上記の杉田将夫氏及び菊地央氏を除く監査役全員（1名）が本株式交換を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

4. 本株式交換の当事会社の概要（平成28年9月30日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	株式会社光通信	株式会社インテア・ホールディングス
(2) 所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	東京都新宿区市谷八幡町14
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 玉村 剛史	代表取締役会長 大川 昭徳
(4) 事業内容	移動体通信事業、OA機器販売事業、インターネット関連事業 他	グループ全体の経営戦略及び、経営管理統括
(5) 資本金	54,259百万円	1,000百万円
(6) 設立年月日	昭和63年2月5日	平成12年3月9日
(7) 発行済株式数	47,749,642株	10,637,200株
(8) 決算期	3月末	3月末
(9) 従業員数 (平成28年3月31日現在)	9,731名（連結）	106名（連結）

(10) 主要取引先	シャープ株式会社 ソフトバンク株式会社 KDDI株式会社 他	株式会社セールspartner テレコムサービス株式会社 株式会社ホワイトサポート ソフトバンク株式会社 他				
(11) 主要取引銀行	みずほ銀行	三井住友銀行				
(12) 大株主及び 持株比率 (平成28年9月30日現在)	有限会社光パワー 42.10% 重田 康光 2.63% JP MORGAN CHASE BANK 385632 2.51%	株式会社NAC 14.49% 株式会社光通信 13.39% e-まちタウン株式会社 7.36% 株式会社SBI証券 4.29% 株式会社日本生物材料センター 3.29% SBクリエイティブ株式会社 2.43% 株式会社サン・クロレラ 2.38% SBBM株式会社 1.91% 椎橋 正則 1.89% 鈴木 智博 1.22%				
(13) 当事会社間の関係						
資本関係	光通信グループは、インタア・ホールディングス株式の37.43%を所有しております。					
人的関係	平成28年9月30日現在で、インタア・ホールディングス取締役4名のうち1名が、インタア・ホールディングス監査役3名のうち2名が、光通信グループ各社の役員又は従業員であります。また、インタア・ホールディングスの営業力強化を主たる目的として、インタア・ホールディングスの依頼により、光通信グループより49名（連結）の従業員の出向を受け入れております。					
取引関係	光通信とインタア・ホールディングスの間で、管理業務の委託契約を締結しております。					
関連当事者への 該当状況	光通信はインタア・ホールディングスの関係会社（その他の関係会社）に該当いたします。					
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態						
決算期 (百万円)	光通信（連結）			インタア・ホールディングス（連結）		
	平成26年 3月期	平成27年 3月期	平成28年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期	平成28年 3月期
純資産	143,651	175,511	180,340	3,181	3,172	3,028
総資産	338,815	393,352	410,352	4,338	4,663	4,705
1株当たり純資産(円)	2,842.67	3,488.34	3,588.96	296.42	295.01	284.73
売上高	565,165	562,509	574,523	6,194	6,784	6,976

営業利益	31,763	32,084	37,483	125	50	7
経常利益	39,737	36,551	38,356	164	50	△51
親会社株主に帰属する当期純利益	29,352	20,763	25,021	100	42	△192
1株当たり当期純利益 (円)	623.71	450.27	538.13	9.48	4.01	△18.13
1株当たり配当金 (円)	140.00	160.00	186.00	0.00	0.00	0.00

#### 5. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名称	株式会社光通信
(2) 所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 玉村 剛史
(4) 事業内容	移動体通信事業、OA機器販売事業、インターネット関連事業 他
(5) 資本金	54,259百万円
(6) 決算期	3月末
(7) 純資産	現時点では確定していません。
(8) 総資産	現時点では確定していません。

#### 6. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における取得に該当し、光通信の連結財務諸表上、現行の企業結合会計基準では、のれん（又は負ののれん）が発生する見込みですが、発生するのれん（又は負ののれん）の金額は現時点で未定です。

#### 7. 今後の見通し

本株式交換により、光通信の持分法適用関連会社であるインタア・ホールディングスは、光通信の完全子会社となる予定です。本株式交換が光通信の連結業績に与える影響等につきましては、現時点では確定していません。今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合は、速やかに開示いたします

#### 8. 支配株主との取引等に関する事項

該当事項はありません。

以上

(参考) 当期連結業績予想及び前期連結実績

株式会社光通信 (当期連結業績予想は平成 28 年 5 月 20 日公表)

(単位: 百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属 する当期純利益
当期連結業績予想 (平成 29 年 3 月期)	390,000	42,000	—	30,000
前期連結実績 (平成 28 年 3 月期)	547,523	37,483	38,356	25,021

株式会社インタア・ホールディングス (当期連結業績予想は平成 28 年 5 月 20 日公表)

(単位: 百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属 する当期純利益
当期連結業績予想 (平成 29 年 3 月期)	7,700	10	10	△70
前期連結実績 (平成 28 年 3 月期)	6,976	7	△51	△192